第四十七条の六第一項各号を次のように改める。

一　第三条の登録をしようとするとき。

二　第七条第一項の変更登録をしようとするとき。

三　第十条第一項の規定による登録の取消しをしようとするとき。

四　第十九条第三項若しくは第四項、第五十六条第四項若しくは第五項、第五十八条、第八十一条第四項若しくは第五項又は第九十三条第三項若しくは第四項の規定による勧告をしようとするとき。

五　第二十条第一項から第三項まで、第四十一条第五項、第四十八条第七項若しくは第十二項、第四十九条第三項若しくは第四項、第五十条第一項、第五十一条第三項、第五十四条第二項、第五十五条第五項（同条第八項において準用する場合を含む。）、第五十七条第一項若しくは第二項、第六十条、第七十二条第五項（同条第八項において準用する場合を含む。）、第七十六条第四項、第七十七条第三項若しくは第四項、第八十条第二項、第八十二条、第八十五条第三項、第八十九条第三項若しくは第五項、第九十二条第二項又は第九十四条の規定による命令をしようとするとき。

六　第三十五条、第四十条第一項又は第四十四条第一項の許可をしようとするとき。

七　第四十二条第一項若しくは第二項、第四十四条第二項又は第四十八条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）若しくは第三項ただし書の認可をしようとするとき。

八　第四十五条第二項の規定による許可の取消しをしようとするとき。

九　第四十六条第二項の規定による供給区域の減少の処分をしようとするとき。

十　第四十八条第一項ただし書、第五十一条第二項ただし書、第七十六条第一項ただし書若しくは第三項ただし書又は第八十九条第二項ただし書の規定による承認をしようとするとき。

十一　第五十条第二項の規定による変更の処分をしようとするとき。

十二　第八十五条第四項の規定による裁定をしようとするとき。

第四十七条の六を第百七十七条とする。

第四十七条の五第一項中「第三十七条の二の許可若しくは第三十七条の七第一項において準用する第十三条第一項の許可をし、又は第三十七条の七第一項において準用する第十四条第一項若しくは第二項の規定による許可」を「特定ガス発生設備においてガスを発生させ、導管によりこれを供給する者について、第三条の登録をし、第九条第一項の規定による届出を受け、又は第十条第一項の規定による登録」に改め、同条第二項中「第三十七条の七第一項において準用する第二十八条第一項」を「第二十一条第一項」に改め、「経済産業省令」の下に「特定ガス発生設備においてガスを発生させ、導管によりこれを供給する者に係るものに限る。」を加え、「きかなければ」を「聴かなければ」に改め、同条を第百七十六条とし、第四十七条の四を第百七十五条とする。

第四十七条の三中「第三十九条の十七第三項」を「第百五十六条第三項」に、「第四十七条第五項」を「第百七十二条第五項」に改め、同条を第百七十四条とする。

第四十七条の二第二項中「第五十二条」を「第百八十八条」に改め、同条を第百七十三条とし、第四十七条を第百七十二条とする。

第四十六条第一項中「ガス事業者」を「ガス小売事業者等、一般ガス導管事業者、特定ガス導管事業者若しくはガス製造事業者」に改め、同条を第百七十一条とする。

第四十五条の二中「一般ガス事業者及びガス導管事業者」を「一般ガス導管事業者、特定ガス導管事業者及びガス製造事業者」に改め、同条を第百七十条とする。

第四十五条第一項中「一般ガス事業者、簡易ガス事業者及びガス導管事業者」を「ガス事業者」に改め、同条第四項中「一般ガス事業者、簡易ガス事業者若しくはガス導管事業者」を「ガス事業者」に改め、同条を第百六十九条とする。

第四十四条第一項中「一般ガス事業者、簡易ガス事業者及びガス導管事業者」を「ガス事業者」に改め、同条第二項中「一般ガス事業、簡易ガス事業又はガス導管事業」を「ガス事業」に改め、同条を第百六十八条とする。

第四十三条第一項中「一般ガス事業者、簡易ガス事業者及びガス導管事業者」を「ガス事業者」に、「一般ガス事業、簡易ガス事業又はガス導管事業」を「ガス事業」に改め、同条を第百六十七条とする。

第四十二条第一項中「一般ガス事業者、簡易ガス事業者、ガス導管事業者又は卸ガス事業（一般ガス事業者」を「ガス事業者又は卸ガス事業（ガス小売事業者」に、「一般ガス事業者等」を「この条において「ガス事業者等」に、「一般ガス事業、簡易ガス事業、ガス導管事業」を「ガス事業」に改め、同条第二項、第三項及び第五項第二号中「一般ガス事業者等」を「ガス事業者等」に改め、同条を第百六十六条とする。

第四十一条の二第一号中「第三十四条第三項」を「第二十九条第三項」に改め、同条第二号中「第三十六条の二の二第一項又は第三十九条の十一第一項」を「第三十三条第一項、第六十九条第一項（第八十四条第一項において準用する場合を含む。）、第百二条第一項又は第百四十六条第一項」に改め、同条第三号中「第三十六条の六」を「第百十三条」に改め、同条第四号中「第三十六条の十三」を「第百二十条」に改め、同条第五号中「第三十六条の二十一（第三十九条の十五第二項又は第三十九条の十六第二項において準用する場合を含む。）」を「第百二十八条（第百五十三条第二項又は第百五十五条第二項において準用する場合を含む。）」に改め、同条第七号中「第三十六条の二十三（第三十九条の十五第二項又は第三十九条の十六第二項において準用する場合を含む。）」を「第百三十条（第百五十六条第二項又は第百五十五条第二項において準用する場合を含む。）」に改め、同条第八号中「第三十六条の二十六（第三十九条の十五第二項において準用する場合を含む。）」を「第百三十四条（第百五十三条第二項において準用する場合を含む。）」に改め、同条第九号中「第三十七条第一項」を「第百三十六条第一項」に改め、同条第十号中「第三十九条の十四」を「第百四十九条」に改め、同条第十一号中「第三十九条の十五の二第一項」を「第百五十四条第一項」に改め、同条第十二号中「第三十九条の十五の二第二項」を「第百五十四条第二項」に改め、同条第十三号中「第三十九条の十七第一項」を「第百五十六条第一項」に改め、同条を第百六十五条とする。

第四十一条第一項第四号中「第三十二条第三項第二号」を「第二十六条第三項第二号」に改め、同項第五号中「第三十七条第一項」を「第百三十六条第一項」に改め、同項第六号中「第三十九条の十五の二第一項」を「第百五十四条第一項」に改め、同条第二項中「第三十三条の二第一項」を「第百五十九条第二項」に改め、同条を第百六十二条とし、同条の次に次の一条を加える。

（ガス事業者間の連携協力）

第百六十三条　ガス事業者は、公共の安全の維持又は災害の発生の防止に関し、相互に連携を図りながら協力しなければならない。

第四十条の三中「前条第二項」を「第百五十九条第二項」に改め、同条を第百六十一条とする。

第四十条の二第一項中「ガス事業者」を「ガス小売事業者（一般ガス導管事業者が最終保障供給を行う場合にあつては、当該一般ガス導管事業者。以下この項から第三項まで及び第六項において同じ。）」に改め、「対し、」の下に「当該ガス小売事業者が供給する」を加え、同条第二項及び第三項中「ガス事業者」を「ガス小売事業者」に改め、同条第五項中「ガス事業者」を「ガス小売事業者」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「ガス事業者」を「ガス小売事業者又は一般ガス導管事業者若しくは特定ガス導管事業者」に、「供給する」を「供給に係る」に、「すみやかに」を「速やかに」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4　ガス小売事業者は、そのガス小売事業の用に供するためのガスに係る託送供給を行う一般ガス導管事業者又は特定ガス導管事業者に対し、経済産業省令で定めるところにより、第二項の規定による調査の結果を通知しなければならない。ただし、その調査の結果を通知することにつき、あらかじめ、当該調査を受けた消費機器の所有者又は占有者の承諾を得ることができないときは、この限りでない。